

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年6月1日現在)

1. 当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

2. 入院基本料について

当院は、障害者施設等入院基本料(日勤・夜勤併せて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。第1病棟では、1日平均19人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。東1階病棟、西1階病棟、東2階病棟、西2階病棟では、1日平均17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

3. 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画書を作成し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、栄養管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準を満たしております。

4. 当院では、東海北陸厚生局長に次の届出を行っております

▶ 入院時食事療養について

当院では、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しております。但し、当院は障害者施設等入院基本料を算定しており、個々の患者さまの病状に応じた食事の提供を行っているため、東1階病棟、西1階病棟、東2階病棟、西2階病棟は夕食時間を午後5時以降としています。

また、病院が用意した特別のメニューから患者さまの選択により有料で提供します。

▶ 基本診療料の施設基準等に係る届出

障害者施設等入院基本料(7対1入院基本料)、診療録管理体制加算2、データ提出加算2、4、特殊疾患入院施設管理加算、強度行動障害入院医療管理加算、医療安全対策加算1、感染対策向上加算3、連携強化加算、サーベイランス強化加算、患者サポート体制充実加算、入退院支援加算2、電子的診療情報連携体制整備加算3、電子的歯科診療情報連携体制加算2

▶ 特掲診療料の施設基準等に係る届出

糖尿病合併症管理料、ニコチン依存症管理料、薬剤管理指導料、医療機器安全管理料Ⅰ、遺伝学的検査、検体検査管理加算(Ⅰ)、検体検査管理加算(Ⅲ)、ヘッドアップティルト試験、神経学的検査、コンピューター断層撮影(CT撮影)、磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)、無菌製剤処理料、脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)、初期加算、運動器リハビリテーション料(Ⅰ)、初期加算、呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)、初期加算、障害児(者)リハビリテーション料、歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)、胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ、入院ベースアップ評価料49、口腔細菌定量検査、クラウン・ブリッジ維持管理料

▶ 入院時食事療養費に係る届出

入院時食事療養費(1食 690円)

食堂加算(食堂における食事療養を行ったとき)(1日 50円)

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年6月1日現在)

5. 保険外負担に関する事項

当院では特別室使用料、証明書・診断書料、セカンドオピニオン料、長期収載品の希望処方、保険適応しない場合の診療費などにつきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

▶ 特別室の提供

特別室

第1病棟 312号室	6,600円(税込)/日
------------	--------------

▶ 診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

各種診断書・文書の料金

種別	料金(税込)	種別	料金(税込)
普通診断書	3,300円	補装具申請(判定記録)・意見書	2,000円
健康診断書(院内様式)	3,300円	事実証明書	2,200円
健康診断書(院外様式)	4,400円	医療費証明書(助成金A)	1,100円
渡航用健康診断書	5,500円	医療費証明書(助成金B)	1,100円
特殊・複雑・後遺症診断書	5,500円	恩給診断書	5,500円
生命(簡易)保険診断書	5,500円	特別児童扶養手当認定診断書	3,300円
自賠責診断書	5,500円	児童扶養手当障害認定診断書	3,300円
自賠責明細書	5,500円	臨床調査個人票(申請)	4,400円
年金診断書(国民・厚生・障害)	5,500円	臨床調査個人票(更新)	4,400円
身体障害者手帳交付診断書(申請・更新)	4,400円	死亡届の死亡診断書・死後処置料	9,900円
入退院・通院証明書	2,200円	死体検案書	5,500円
その他証明書(簡単)	2,200円	死亡診断書	3,300円
その他意見書等(簡単)	2,200円	成年後見制度診断書	5,500円
病歴書	3,300円		

その他

種別	料金(税込)	種別	料金(税込)
保険会社面談料(30分まで)	5,500円	セカンドオピニオン料(1時間以内)	11,000円
家族面談料(30分まで)	3,300円	セカンドオピニオン料(1時間超30分毎)	5,500円
画像記録用CD-R	1,100円		

▶ 長期収載品の選定療養について

後発医薬品のある医薬品で、先発品(長期収載品)での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され、特別の料金が発生する場合があります。

医療財政の改善に資することから後発医薬品が推奨されておりますので、ご理解ご協力をお願いします。

▶ 保険適応しない場合の診療費について

保険適応しない場合の診療費については、保険点数の10割に消費税を別途加算して請求させていただきますので、よろしくお願いいたします。

例:被保険者証の提示がない場合の診察にかかる診療費

独立行政法人 国立病院機構 鈴鹿病院

厚生労働大臣の定める揭示事項

(令和8年6月1日現在)

6. 初診時に係る費用の徴収に関する事項

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院された患者さまについては、初診に係る費用として1,100円(税込)を徴収します。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介を受けることなく来院した場合にあっては、この限りではありません。

7. リハビリの選定療養について

疾患別リハビリテーションの標準的日数を超えたものについては、1ヶ月13単位まで算定しますが、それを超えるものは患者さまからの申し入れにより選定療養として実施することが出来ます(特定の疾患の患者さまは除く。)

8. 電子的診療情報連携体制加算にかかる揭示事項

当院では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有しています。

当院では、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

具体的に次に掲げる事項

- ア) 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること
- イ) マイナ保険証を推進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること
- ウ) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書を患者さまに無料で交付していること ※詳細は「9.明細書発行体制等加算」をご確認ください

9. 物価対応料について

当院では、令和8年度診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として物価対応料を算定しております。

10. 明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の算定項目の分かる明細書の交付を無償でさせていただくことと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称などが記載されるものです。その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、その旨会計窓口にお申し出いただくようお願い申し上げます。

11. 患者相談窓口について(患者サポート体制充実加算に関するお知らせ)

当院では、患者さまやご家族からのさまざまな問題や心配事などの相談に対応する「患者さん相談窓口」を設置しております。

ご利用時間:平日 8:30~17:15 相談窓口:外来診療棟1階「医療福祉相談室窓口」

12. 禁煙外来(ニコチン依存症管理料)に係る揭示事項

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年6月1日現在)

当院では禁煙外来を行っています。詳しくは医事窓口または外来看護師までお問い合わせください。
当院は敷地内禁煙です。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

13. マイナ保険証利用にご協力について

当院は診療情報を取得、活用することにより、質の高い医療提供に努めています。正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

14. その他

当院では、感染制御チームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。地域の医療機関、保健所や医師会との連携体制を構築しています。

当院では、医療安全に関する指針を策定、安全管理室を設置するとともに患者さまの安全を推進する委員会を定期的に開催し、安全対策に関する取り組みの評価を行っております。

当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。